

平成29年7月18日

中部電力株式会社の感電死亡事故等に対する嚴重注意について

中部近畿産業保安監督部は、高圧配電線の改修作業中に発生した感電死亡事故について、高圧充電電路に防具を取付けなかったことに加え、高圧充電部の一部が露出していたことが確認されたことなどから、中部電力株式会社に対して嚴重注意を行いました。

1. 平成29年4月18日に高圧配電線の改修作業において、作業員が感電死亡する事故が発生し、その原因究明と再発防止対策について報告を受けたところ、原因の一つとされる高圧充電部の一部露出について、長年にわたり放置されており、これは電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）に適合していないことが確認されました。
2. このことは、電気事業法第39条第1項の技術基準に適合するように維持することに違反するものです。
3. また、この感電死亡事故を踏まえ再発防止に取り組んでいる中で、6月21日に、作業員が感電負傷する事故が発生しました。
4. このため、中部近畿産業保安監督部は中部電力株式会社に対して、今後このような事態が生じないよう関係法令を遵守する旨の嚴重注意を本日行いました。

(本件に関する問合せ先)

中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村

担当 中村、山田

電話：052-951-2817（直通）